

(仮称)観光振興税に係る懇談会
傍聴要領

第1 目的

この要領は、「(仮称)観光振興税に係る懇談会」(以下、「懇談会」という。)の傍聴に係る必要事項を定め、傍聴人による懇談会の傍聴を円滑に行うことを目的とします。

第2 傍聴人の定義

この要領において傍聴人とは、報道関係者、北海道及び関係行政機関の職員以外で、会議を傍聴する者をいいます。

第3 傍聴する場合の手続き

- (1)懇談会の傍聴を希望される方は、別紙の申込書に必要事項を記載し、電子メールまたはFAXにてお申し込みください。
- (2)会場の都合上、傍聴人は申込先着20名以内とします。

第4 傍聴するにあたっての守るべき事項

傍聴人は、懇談会を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1)懇談会開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (2)懇談会において、飲食及び喫煙などはできません。
- (3)ビラ・チラシの配布、横断幕の提示、ゼッケンの着衣などの行為はできません。
- (4)写真撮影、録画、録音等はありません。ただし、座長または経済部観光振興監が認めた場合は、この限りではありません。
- (5)その他、懇談会の秩序を乱し、議事を妨害するようなことはできません。

第5 会議の秩序の維持

- (1)上記4のほか、傍聴人は、事務局の指示に従ってください。おわかりにならないことがあれば係員にお聞きください。
- (2)傍聴人が以上のことをお守りいただけない場合は、退場していただく場合があります。